

平成三十一年四月二十三日提出
質問第一四八号

医師会が運営する公益財団法人逗葉地域医療センターへの唯一の進入路の全面返還に関する質

問主意書

提出者 早稲田夕季

医師会が運営する公益財団法人逗葉地域医療センターへの唯一の進入路の全面返還に関する質

問主意書

地域医師会が運営する公益財団法人逗葉地域医療センターは、長年にわたり、逗子市及び葉山町民の健康保持増進と福祉の向上に寄与しているところであるが、このセンターに行くには、池子米軍家族住宅地区内の道路を通るしかない。そこで以下、質問する。

- 一 この唯一の進入路について逗子市は長年にわたり、その全面返還を求めてきたところ、二〇〇一年及び二〇〇四年の日米合同委員会において、日米地位協定第三条に基づく使用から、第二条の4のaに基づく共同使用に変更することについて合意された。しかし全面返還こそがセンター利用者である逗子市民の願いであって、本年二月にも防衛大臣は逗子市長より、この進入路の返還を求められたと承知しているが、池子の森自然公園に先行してこの進入路のみを早期に返還できない理由は何か、政府の承知しているところをあきらかにされたい。

- 二 私の問合せに対して、四月十六日に防衛省担当者は「当該進入路は、米軍において、池子米軍家族住宅地区への出入りや地下に埋設された下水管の維持管理のため使用されている」と回答してきたが、そもそ

も池子の米軍家族住宅は線路を渡って道路の右側にあり、道路の左側に位置する当該進入路は、地区への出入りには使用できないと考えるが、いかがか。もし本当に使用しているならば、具体的にどのようなルートで、年間何人程度が使用しているのか、政府の承知しているところをあきらかにされたい。

三 池子米軍家族住宅地区の下水管の維持管理について、進入路が返還されるとどのような支障があるのか、政府の承知しているところをあきらかにされたい。

右質問する。